

墨田区地域防災計画

(令和4年度修正)

本冊



墨田区防災会議

用語例

本計画で使用する防災関係機関の標記は、次による。

	標記	説明
1	区	墨田区
2	区災対本部	墨田区災害対策本部
3	都	東京都
4	都災対本部	東京都災害対策本部
5	陸上自衛隊	陸上自衛隊第1普通科連隊
6	第五建設事務所	東京都第五建設事務所
7	江東治水事務所	東京都江東治水事務所
8	水道局墨田営業所	東京都水道局墨田営業所
9	下水道局東部第一下水道事務所	東京都下水道局東部第一下水道事務所
10	交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）	東京都交通局門前仲町駅務管区 東京都交通局馬喰駅務管区
11	警視庁第七方面本部 本所・向島警察署	警視庁第七方面本部 警視庁本所警察署 警視庁向島警察署
12	東京消防庁第七消防方面本部 本所・向島消防署	東京消防庁第七消防方面本部 東京消防庁本所消防署 東京消防庁向島消防署
13	日本郵便本所・向島郵便局	日本郵便株式会社本所郵便局 日本郵便株式会社向島郵便局
14	NTT 東日本	株式会社NTT 東日本－南関東
15	首都高速道路東京東局	首都高速道路株式会社東京東局
16	JR 両国駅	東日本旅客鉄道株式会社両国駅
17	JR 錦糸町駅	東日本旅客鉄道株式会社錦糸町駅
18	東京ガスネットワーク	東京ガスネットワーク株式会社東京東支店
19	日本通運隅田川支店	日本通運株式会社隅田川支店
20	東京電力パワーグリッド江東支社	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社
21	東武鉄道	東武鉄道株式会社
22	京成電鉄	京成電鉄株式会社
23	東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域	東京地下鉄株式会社日本橋駅務管区住吉地域
24	東京都トラック協会墨田支部	一般社団法人東京都トラック協会墨田支部
25	医師会	公益社団法人墨田区医師会
26	歯科医師会	一般社団法人東京都本所歯科医師会 公益社団法人東京都向島歯科医師会
27	薬剤師会	一般社団法人墨田区薬剤師会

※1 用語例には、総則第1章第1節に定める墨田区防災会議の構成機関（上記1～4を除く。）を記載している。

※2 本計画の各項に□で併記した防災関係機関は、当該項に係るもののうち、用語例にある機関を記載している。

目 次

総 則

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的及び前提	1
第1項 計画の性格及び範囲	1
第2項 計画の目標	1
第3項 計画の前提	2
第4項 他の法令に基づく計画との関係	2
第5項 地区防災計画との連携	2
第2節 計画の構成	3
第3節 計画の習熟	3
第4節 計画の修正	3
第2章 区の概況	4
第1節 自然的条件	4
第1項 地層（地盤）、地質	4
第2項 位置と面積	5
第3項 河川	5
第2節 人口	5
第3章 被害想定	6
第1節 震災	6
第4章 地震に関する調査研究	8
第1節 震災予防に関する調査研究	8
第1項 区における調査研究	8
第2項 都における調査研究	9
第5章 令和4年度修正の概要等	11
第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴	11
第2節 対策の視点	11
第6章 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	13

震災編（予防・応急・復旧対策）

第1章 区、区民、防災機関等の基本的責務と役割	17
-------------------------	----

第1節 区長、区民及び事業者の基本的責務	17
第1項 基本理念	17
第2項 基本的責務	17
第2節 防災機関の役割	19
第1項 区	19
第2項 都	24
第3項 自衛隊	25
第4項 指定公共機関	25
第5項 指定地方公共機関	25
第6項 公共的団体	26
第7項 民間協力機関	26
第2章 区民と地域の防災力向上	28
章の概要	28
対策の方向性	30
予防対策	
第1節 地域防災力の向上	31
第1項 区民等の役割	31
第2項 防災意識の啓発 [各機関]	31
第3項 防災訓練の充実 [各機関]	35
第4項 外国人支援対策 [区]	38
第2節 地域による共助の推進	39
第3節 消防団の活動体制の充実 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	42
第4節 事業所による自助・共助の強化	43
第5節 ボランティア等との連携・協働 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	45
第1項 現況	45
第2項 計画目標	46
第3項 事業計画	46
第6節 区民・行政・事業所等の連携 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	46
応急対策	
第1節 自助による応急対策の実施	49
第1項 区民自身による応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	49
第2項 外国人支援対策 [各機関]	49
第2節 地域による応急対策の実施 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	50
第3節 消防団による応急対策の実施 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	50
第4節 事業所による応急対策の実施 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	51

第5節 ボランティアとの連携 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	51
---	----

復旧対策

第1節 地域による応急対策の実施	53
第2節 消防団による応急対策の実施	53
第3節 ボランティアとの連携	53

第3章 安全な都市づくりの実現..... 54

章の概要	54
対策の方向性	56

予防対策

第1節 地震に強い都市づくり	57
第1項 地震に強い都市づくりの推進 [区]	57
第2項 安全な市街地の整備と再開発 [区]	58
第3項 高層建築物及び地下街等における安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	66
第4項 道路・橋梁等の整備 [区、第五建設事務所]	68
第2節 施設構造物等の安全化	69
第1項 建築物等の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	69
第2項 エレベーター対策 [区]	71
第3項 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所]	72
第4項 文化財施設の安全対策 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	74
第3節 液状化、長周期地震動への対策の強化.....	75
第1項 液状化対策の強化 [区]	75
第2項 長周期地震動対策の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	75
第4節 出火、延焼等の防止	76
第1項 出火の防止 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	76
第2項 初期消火態勢の強化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	79
第3項 火災の拡大防止 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	81
第4項 危険物施設等の防災組織 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	85
第5項 危険物等の輸送の安全化 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	85
第6項 雨水利用の推進 [区]	86

応急対策

第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止.....	87
第1項 公共土木施設等 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、首都高速道路東京東局]	87
第2項 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会]	89
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	91
第1項 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、下水道局東部第一下水道事務所] ...	91

第2項 危険物輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消

防方面本部、本所・向島消防署]..... 93

復旧対策

第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復..... 94

第1項 公共土木施設等の復旧 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、首都高速道路東京東局]..... 94

第2項 社会公共施設等の復旧 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]..... 94

第2節 危険物等の応急措置による危険防止..... 95

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保..... 96

章の概要..... 96

対策の方向性..... 98

予防対策

第1節 道路及び鉄道施設の安全化 [区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]..... 99

第2節 江東内部河川の整備 [区、江東治水事務所]..... 108

第3節 緊急輸送ネットワークの整備..... 109

第1項 整備の基本的な考え方 [各機関]..... 109

第4節 ライフライン施設の安全化 [水道局墨田営業所、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスネットワーク、NTT 東日本]..... 111

第5節 ライフライン復旧活動拠点の確保 [水道局墨田営業所、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスネットワーク、NTT 東日本]..... 116

第6節 エネルギーの確保 [区、水道局墨田営業所、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスネットワーク]..... 116

応急対策

第1節 道路・橋梁..... 117

第1項 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]..... 117

第2項 道路障害物の除去 [区、第五建設事務所]..... 118

第2節 鉄道施設..... 119

第1項 東日本旅客鉄道施設応急対策計画 [JR 両国駅、JR 錦糸町駅]..... 119

第2項 東武鉄道応急対策計画 [東武鉄道]..... 120

第3項 京成電鉄応急対策計画 [京成電鉄]..... 121

第4項 都営地下鉄応急対策計画 [交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）]..... 123

第5項 東京メトロ応急対策計画 [東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]..... 124

第3節 防災船着場・臨時離着陸場 [区、第五建設事務所]..... 125

第1項 防災船着場の運用..... 125

第2項 臨時離着陸場の選定..... 126

第4節 ライフライン施設の応急対策..... 126

第1項 水道施設 [水道局（東部第一支所、墨田営業所）]..... 126

第2項 下水道施設 [下水道局東部第一下水道事務所]..... 127

第3項 電気施設 [東京電力パワーグリッド江東支社]..... 127

第4項 ガス施設 [東京ガスネットワーク]..... 129

第5項 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パ ワーグリッド江東支社、東京ガスネットワーク]	133
第5節 エネルギーの確保 [区、水道局墨田営業所、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江 東支社、東京ガスネットワーク]	134
復旧対策	
第1節 道路・橋梁 [区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局]	135
第2節 鉄道施設 [JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東 京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	135
第3節 河川施設等 [第五建設事務所、江東治水事務所]	135
第4節 ライフライン施設の復旧対策	135
第1項 水道施設 [水道局]	135
第2項 下水道施設 [下水道局東部第一下水道事務所]	136
第3項 電気・ガス・通信施設 [東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスネットワーク、NTT 東日本] ..	136
第5節 エネルギーの確保	137
第5章 津波等対策	138
章の概要	138
対策の方向性	140
予防対策	
第1節 河川施設等の整備	141
第2節 水防活動	141
第1項 活動方針等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向 島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]	141
第2項 水防組織 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消 防署、第五建設事務所、江東治水事務所]	141
第3項 資器材の整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁（第七消防方面本部、本所・ 向島消防署）、第五建設事務所、江東治水事務所]	142
第3節 津波対策 [区、第五建設事務所、江東治水事務所]	142
応急対策	
第1節 河川施設等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、 本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]	143
第2節 津波警報・注意報等の伝達体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防 方面本部、本所・向島消防署、第五建設事務所、江東治水事務所]	144
第3節 津波に対する避難誘導態勢 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本 部、本所・向島消防署]	145
復旧対策	
第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等 [区、第五建設事務所、江東治水事務所]	146
第2節 被災者の他地区への移送	146
第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化	148
章の概要	148

対策の方向性	150
--------	-----

予防対策

第1節 初動対応体制の整備	151
第1項 区庁舎の整備 [区]	151
第2項 発災時の受援体制の整備 [区]	152
第3項 防災訓練 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	152
第2節 事業継続計画の策定	153
第1項 BCP の役割	153
第2項 区政のBCP等の策定 [区]	154
第3項 事業者のBCPの策定 [区]	154
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備 [陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	155
第4節 広域連携体制の構築 [区]	155
第5節 応急活動拠点等の設備	156
第1項 オープンスペースの確保 [区、東京消防庁第七方面本部、本所・向島消防署]	156
第2項 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	158
第3項 大規模救出救助活動拠点 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	159
第4項 ヘリサインの設置 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	159

応急対策

第1節 活動体制	160
第1項 区災对本部の組織・運営	160
第2項 区防災会議の招集 [区、各機関]	164
第3項 防災機関の活動体制 [各機関]	165
第2節 警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	165
第3節 消火・救助・救急活動 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	166
第4節 応援協力・派遣要請	168
第1項 管内防災関係機関との協力計画 [各機関]	168
第2項 応援協力 [各機関]	168
第3項 他区市町村協力 [区]	170
第4項 民間協力 [各機関]	170
第5項 各機関の経費負担 [各機関]	171
第6項 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁） [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	171
第7項 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁） [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	172
第8項 自衛隊への災害派遣要請 [区、陸上自衛隊]	172
第5節 労働力の確保 [区]	173

第6節 応急活動拠点の調整 [区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	173
復旧対策	
第1節 活動体制	175
第2節 警備活動	175
第3節 救助・救急活動	175
第4節 応援協力・派遣要請	175
第5節 労働力の確保	175
第6節 応急活動拠点の調整	175
第7章 情報通信の確保	176
章の概要	176
対策の方向性	178
予防対策	
第1節 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備 [区]	179
第2節 区民等への情報提供体制の整備 [区]	180
第3節 区民相互の情報連絡等の環境整備 [区]	181
応急対策	
第1節 情報連絡体制 [各機関]	182
第2節 災害に関する情報の収集・伝達 [各機関]	184
第3節 被害状況等の報告体制 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	187
第4節 広報及び広聴活動 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	192
第5節 区民相互の情報連絡等 [区、NTT 東日本]	194
復旧対策	
第1節 情報連絡体制	195
第2節 災害に関する情報の収集・伝達	195
第3節 被害状況等の報告体制	195
第4節 広報及び広聴活動	195
第5節 区民相互の情報連絡等	195
第8章 医療救護・保健等対策	196
章の概要	196
対策の方向性	198
予防対策	
第1節 初動医療体制の整備	199
第1項 情報連絡体制等の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]	199
第2項 医療救護活動の確保 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]	200

第3項 負傷者等の搬送体制の整備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会] . . .	201
第4項 保健衛生体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]	201
第5項 防疫体制の整備 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]	201
第2節 医薬品・医療資器材の確保 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会] . . .	201
第3節 遺体の取扱い [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]	202

応急対策

第1節 医療救護体制	203
第1項 医療情報の収集伝達 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]	203
第2項 初動医療体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、訪問看護協会]	204
第3項 負傷者等の搬送体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会]	207
第2節 医薬品・医療資器材の供給 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会]	207
第3節 遺体の搜索、収容及び検視・検案・身元確認等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、医師会、歯科医師会]	210

復旧対策

第1節 防疫・保健活動 [区]	215
第1項 防疫	215
第2項 保健活動体制	215
第2節 医薬品・医療資器材の供給	217
第3節 火葬等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	217

第9章 帰宅困難者対策 220

章の概要	220
対策の方向性	222

予防対策

第1節 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	223
第1項 帰宅困難者の考え方 [区]	223
第2項 意識啓発 [各機関]	223
第3項 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底 [各機関]	225
第4項 事業者における施設内待機計画の策定 [各機関]	226
第5項 駅前滞留者対策協議会の設置 [各機関]	229
第6項 集客施設及び駅等の利用者保護 [各機関]	230
第7項 学校・幼稚園・保育園等における児童・生徒等の安全確保 [区]	231
第8項 区民における準備 [区]	231
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT 東日本]	232
第3節 一時滞在施設の確保 [区]	232

第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域、NTT 東日本]	234
応急対策	
第1節 駅周辺の混乱防止対策	235
第1項 駅周辺の混乱防止対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	235
第2項 集客施設及び駅等における利用者保護 [各機関]	235
第3項 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の保護 [区]	238
第2節 事業所等における帰宅困難者対策 [区]	240
復旧対策	
第1節 要配慮者の代替輸送 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR両国駅、JR錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	242
第2節 徒歩帰宅者の支援 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	242
第10章 避難者対策	244
章の概要	244
対策の方向性	246
予防対策	
第1節 避難体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	247
第2節 要配慮者の安全確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	250
第3節 避難所・避難場所等の指定・安全化 [各機関]	252
第4節 避難所の管理運営体制の整備等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	255
応急対策	
第1節 避難誘導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	257
第2節 要配慮者の安全対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	262
第3節 避難所の開設・運営 [区]	263
第4節 動物救護 [区]	267
第5節 ボランティアの受入れ [区]	268
第6節 被災者の他地区への移送 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	269
復旧対策	
第1節 避難所の開設・運営	270
第2節 動物救護	270
第3節 ボランティアの受入れ	270

第4節 被災者の他地区への移送	270
第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進	272
章の概要	272
対策の方向性	274
予防対策	
第1節 食糧及び生活必需品等の確保 [区]	275
第2節 飲料水及び生活用水の確保 [区、水道局]	277
第3節 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 [区]	279
第4節 輸送体制の整備 [区]	279
第5節 輸送車両等の確保 [区]	279
第6節 燃料の確保 [区]	280
応急対策	
第1節 食糧の供給 [区]	281
第2節 生活必需品等の供給 [区]	284
第3節 飲料水等の供給 [区、水道局]	286
第4節 義援物資の取扱い [区]	288
第5節 緊急輸送対策	288
第1項 輸送車両等の確保 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、 本所・向島消防署、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]	288
第2項 人員及び救助物資輸送 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]	290
第6節 燃料の供給 [区]	290
復旧対策	
第1節 多様なニーズへの対応 [区]	291
第2節 炊き出し [区]	291
第3節 水の安全確保 [区]	292
第4節 生活用水の確保 [区]	292
第5節 物資の輸送 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]	293
第12章 放射性物質対策	294
章の概要	294
対策の方向性	296
予防対策	
第1節 情報伝達体制の整備 [区]	297
第2節 区民への情報提供等 [区]	297
第3節 放射線等使用施設の安全化 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	297
応急対策	
第1節 情報連絡体制 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	298
第2節 区民への情報提供等 [区]	298
第3節 放射線等使用施設の応急措置 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	298

第4節 核燃料物質輸送車両等の応急対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	299
---	-----

復旧対策

第1節 保健医療活動 [区]	300
第2節 放射性物質への対応 [区]	300
第3節 風評被害への対応 [区]	300

第13章 住民の生活の早期再建 302

章の概要	302
対策の方向性	304

予防対策

第1節 生活再建のための事前準備	305
第1項 罹災証明の発行 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	305
第2項 義援金の配分事務 [区]	305
第2節 トイレの確保及びし尿処理 [区、下水道局東部第一下水道事務所]	305
第3節 ごみ処理 [区]	307
第4節 がれき処理 [区]	307
第5節 応急教育のための事前準備 [区]	308
第6節 災害救助法等 [区]	308
第1項 災害救助法の適用	308
第2項 激甚災害法の適用	310

応急対策

第1節 被災住宅の応急危険度判定 [区]	311
第2節 被災宅地の応急危険度判定 [区]	312
第3節 家屋・住家被害状況調査等 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	312
第4節 罹災証明書の発行準備 [区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	314
第5節 義援金の募集・受付 [区]	315
第6節 トイレの確保及びし尿処理 [区、下水道局東部第一下水道事務所]	316
第7節 ごみ処理 [区]	318
第8節 がれき処理 [区]	318
第9節 応急教育 [区]	323
第10節 災害救助法の適用 [区]	323
第11節 激甚災害の指定	324
第1項 激甚災害指定手続 [区]	324
第2項 激甚災害に関する調査報告 [区]	325
第3項 特別財政援助等の申請手続等 [区]	325

復旧対策

第1節 被災住宅の応急修理 [区]	326
第2節 応急仮設住宅の供給 [区]	327
第3節 区営住宅の応急修理 [区]	329
第4節 建築資材等の調達 [区]	329

第5節 被災者の生活相談等の支援 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	329
第6節 義援金の保管及び配分[区]	329
第7節 被災者の生活再建資金援助等	330
第1項 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け [区].....	330
第2項 被災者生活再建支援金の支給 [区]	332
第8節 融資計画	333
第1項 生活福祉資金及び応急小口資金の貸付け [区]	333
第2項 母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の貸付け並びに墨田区ひとり親家庭福祉応急小口資金の貸付け [区]	334
第3項 中小企業への融資	335
第9節 職業のあっせん [区]	336
第10節 租税等の徴収猶予及び減免等	337
第1項 租税の徴収猶予及び減免に関する計画 [区]	337
第2項 料金免除等の取扱い [日本郵便本所・向島郵便局].....	338
第11節 がれき処理の実施 [区]	338
第12節 学校教育の復旧 [区]	339
第13節 災害救助法の運用等 [区]	340
第1項 災害救助法の公布 [区]	341
第2項 救助の種類 [区]	342
第3項 救助法に基づく報告等 [区]	342

風水害編（予防計画）

第1章 水害予防対策	343
第1節 区の役割	343
第2節 洪水対策（総合的な治水対策） [区、下水道局東部第一下水道事務所、第五建設事務所、江東治水事務所]	343
第3節 広報・啓発	347
第4節 高潮対策 [区、第五建設事務所、江東治水事務所]	348
第5節 洪水に備えた対策 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	348
第6節 都市型水害に備えた対策 [区、下水道局東部第一下水道事務所、第五建設事務所、江東治水事務所、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	351
第7節 津波対策	352
第2章 都市施設対策	353
第1節 ライフライン施設 [水道局、下水道局東部第一下水道事務所、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスネットワーク、NTT 東日本]	353

第2節 道路及び鉄道施設 [区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	354
--	-----

第3章 応急活動拠点等の整備	355
-----------------------------	------------

第4章 地域防災力の向上	356
---------------------------	------------

第1節 区民等の役割	356
第2節 住民防災組織の強化	356
第1項 住民防災組織等の役割	356
第2項 住民防災組織の充実	357
第3節 行政・事業所・都民等の連携	357

第5章 ボランティア等との連携・協働	358
---------------------------------	------------

第6章 防災運動の推進	359
--------------------------	------------

第1節 防災意識の啓発 [各機関]	359
第1項 防災広報の充実	359
第2項 防災教育の充実	360
第3項 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	360
第2節 水防訓練の充実 [各機関]	360

風水害編（応急・復旧対策計画）

第1章 初動態勢	363
-----------------------	------------

第2章 情報の収集・伝達	364
---------------------------	------------

第3章 水防対策	365
-----------------------	------------

第1節 目的及び任務	365
第2節 水防情報 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	365
第3節 水防管理者及び水防機関の活動 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	375
第4節 道路公園等管理者としての活動 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	383

第4章 警備・交通規制	386
--------------------------	------------

第1節 警備活動 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	386
第2節 交通規制 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	387

第5章 救助・救急対策	388
--------------------------	------------

第1節 救助・救急活動態勢等 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	388
第2節 救助体制の整備 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	388
第3節 救急体制の整備 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	388
第4節 消防団の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	389
第5節 区民の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	389
第6節 事業所の救出・救護活動能力の向上 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	389
第6章 医療救護等対策	390
第7章 避難者対策	391
第1節 避難計画.....	391
第2節 水害時避難計画 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署].....	391
第3節 要配慮者の安全対策.....	396
第1項 地域における安全対策.....	396
第2項 社会福祉施設等の安全対策.....	396
第4節 広域避難[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署].....	397
第8章 物流・備蓄・輸送対策	399
第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・がれき処理	400
第10章 ライフライン施設の応急・復旧対策	401
第1節 水道施設 [水道局（墨田営業所）].....	401
第2節 下水道施設 [下水道局東部第一下水道事務所].....	401
第3節 電気施設 [東京電力パワーグリッド江東支社].....	401
第4節 ガス施設 [東京ガスネットワーク].....	401
第5節 電気及びガス施設消防活動計画 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、東京電力パワーグリッド江東支社、東京ガスネットワーク].....	401
第6節 通信施設 [NTT 東日本].....	401
第11章 公共施設等の応急・復旧対策	402
第1節 公共土木施設等 [区、第五建設事務所、江東治水事務所、首都高速道路東京東局].....	402
第2節 鉄道施設 [JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域].....	404
第3節 社会公共施設等 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、医師会].....	404
第12章 応急生活対策	405
第13章 災害救助法の適用	406
第14章 激甚災害の指定	407

第1章 復興の基本的考え方	409
第1節 復興の基本理念	409
第2節 復興の基本目標	409
第2章 復興本部	411
第1節 復興本部の設置	411
第2節 復興本部の役割及び災対本部との関係	412
第3章 災害復興計画の策定	413
第1節 災害復興基本方針の策定	413
第1項 復興の基本方針	413
第2項 災害復興基本方針決定までの流れ	413
第2節 災害復興計画の策定	413
第1項 災害復興計画体系	413
第2項 災害復興計画の位置付け	414
第3項 地域復興計画の尊重	414
第3節 特定分野計画の策定	414
第4章 復興の全体像	415
第1節 多様な主体の協働による復興の推進	415
第1項 区の役割	415
第2項 区民、事業者、専門家等との連携	415
第3項 国、東京都との連携	415
第2節 地域協働復興の推進	416
第1項 地域協働復興の考え方	416
第2項 復興区民組織	416
第3項 災害復興支援組織	416
第5章 地域力を生かした復興プロセス	417
第1節 復興市街地づくり	417
第2節 復興市街地づくりの手順	417
第6章 復興対策の財源確保	418

第1章 対策の目的	419
第1節 策定の趣旨及び経過	419
第2節 基本的な考え方	419
第3節 前提条件	420
第2章 処理すべき事務又は業務の大綱	421
第1節 区	421
第2節 都	422
第3節 自衛隊	422
第4節 指定公共機関	423
第5節 指定地方公共機関等	423
第3章 災害予防対策	424
第1節 東海地震に備え、緊急に整備する事業	424
第1項 社会的混乱を防止するため緊急に整備する事業 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、NTT 東日本、京成電鉄]	424
第2項 被害の発生を最小限にとどめるため緊急に整備する事業 [区、東武鉄道]	425
第2節 広報及び教育	426
第1項 広報 [各機関]	426
第2項 教育指導 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、首都高速道路東京東局]	428
第3節 事業所に対する指導	429
第1項 対象事業所	429
第2項 事業指導の内容	430
第4節 防災訓練	432
第1項 区	432
第2項 本所・向島警察署	432
第3項 本所・向島消防署	433
第4項 水道局墨田営業所	433
第5項 下水道局東部第一下水道事務所	434
第6項 東京電力パワーグリッド江東支社	434
第7項 東京ガスネットワーク	434
第8項 各鉄道機関	435
第9項 NTT 東日本	435
第10項 その他の防災機関	435

第4章 警戒宣言が発せられるまでの対応	436
第1節 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応.....	436
第1項 情報内容と区及び防災関係機関の配備態勢 [各機関]	436
第2項 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の情報活動等 [区].....	436
第2節 注意情報の伝達	436
第1項 伝達系統 [各機関]	436
第2項 伝達態勢 [区、本所・向島警察署、本所・向島消防署]	437
第3項 伝達事項 [各機関]	439
第3節 活動態勢	439
第1項 区	439
第2項 警視庁第七方面本部、本所・向島警察署	439
第3項 東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署.....	440
第4項 水道局墨田営業所	440
第5項 その他の都機関	440
第6項 防災関係機関等 [JR 両国駅、JR 錦糸町駅、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地 域、NTT 東日本、首都高速道路東京東局]	440
第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報.....	441
第5節 混乱防止措置	442
第1項 区	442
第2項 本所・向島警察署	442
第3項 JR 両国駅、JR 錦糸町駅	442
第4項 東武鉄道	442
第5項 京成電鉄	442
第6項 東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域	443
第7項 NTT 東日本.....	443
第6節 警戒宣言が発せられなかった場合の措置.....	443
第5章 警戒宣言時の応急活動体制	444
第1節 活動態勢	444
第1項 区の活動態勢 [区]	444
第2項 防災関係機関の活動態勢 [各機関]	445
第3項 相互協力 [区]	445
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	446
第1項 警戒宣言の伝達 [各機関]	446
第2項 警戒時の広報 [各機関]	449
第3節 消防、水防、危険物対策	451
第1項 消防対策 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	451
第2項 水防対策 [区、第五建設事務所、江東治水事務所]	453
第3項 危険物対策 [東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR 両国駅、JR 錦糸町駅]	453
第4節 警備、交通対策	454
第1項 警備対策 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署].....	454

第2項	交通対策 [警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]	454
第3項	道路管理者等のとるべき措置 [区、第五建設事務所、首都高速道路東京東局]	456
第5節	公共輸送対策	457
第1項	鉄道対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、JR 両国駅、JR 錦糸町駅、交通局（門前仲町駅務管区、馬喰駅務管区）、東武鉄道、京成電鉄、東京地下鉄日本橋駅務管区住吉地域]	457
第2項	バス、タクシー等対策 [区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]	461
第6節	学校、病院、福祉施設対策	462
第1項	学校（幼稚園、小学校、中学校） [区]	462
第2項	病院、診療所、薬局 [医師会、歯科医師会]	463
第3項	福祉施設 [区]	464
第7節	劇場、ビル、区施設等対策	465
第1項	劇場、映画館、高層ビル、地下街等	465
第2項	区施設	465
第8節	電話、通信対策 [NTT 東日本]	466
第1項	警戒宣言時の輻輳防止措置	466
第2項	広報措置の実施	466
第3項	防災措置の実施	466
第9節	電気、ガス、上下水道対策	467
第1項	電気 [東京電力パワーグリッド江東支社]	467
第2項	ガス [東京ガスネットワーク]	467
第3項	上水道 [水道局墨田営業所]	468
第4項	下水道 [下水道局東部第一下水道事務所]	468
第10節	生活物資対策	469
第1項	営業方法 [区]	469
第2項	買占め、売りおしめ防止の呼びかけ [区]	469
第3項	物資の確保 [区]	469
第11節	金融対策	469
第1項	金融機関の業務確保	469
第2項	金融機関の防災体制等	469
第3項	顧客への周知徹底	470
第12節	避難対策 [区]	470
第13節	救援、救護対策	470
第1項	給水態勢 [区、水道局墨田営業所]	470
第2項	食糧等の配付態勢 [区、東京都トラック協会墨田支部、日本通運隅田川支店]	470
第3項	医療救護態勢 [区、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会]	471
第4項	輸送車両の確保	471

第6章 区民等のとるべき措置	472
第1節 区民のとるべき措置	472
第1項 平常時	472
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで.....	473
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで	473
第2節 住民防災組織のとるべき措置	474
第1項 平常時	474
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまで.....	474
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災まで	475
第3節 事業所のとるべき措置	475
第1項 平常時の措置	475
第2項 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発せられるまでの措置.....	475
第3項 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置.....	476

